

# 島田市教育大綱（案）

平成 年 月

島 田 市

# 目 次

## 第1章 大綱の策定にあたって

1	大綱策定の背景	1
2	大綱の策定にあたっての考え方	1
3	期 間	1

## 第2章 大 綱

1	基本理念（目指す教育の姿）	2
2	施策の柱	2
(1)	市民総がかりでの子供・子育て支援	2
(2)	信頼される学校づくり	2
(3)	自発的な生涯学習活動の活性化	3
(4)	青少年の健全育成	3
(5)	スポーツの振興	3
(6)	文化・芸術活動の振興	3
(7)	歴史資源の保存と活用	4
3	体系図	5

# 第1章 大綱の策定にあたって

## 1 大綱策定の背景

平成 26 年 6 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）が一部改正され、平成 27 年 4 月 1 日に施行されました。この中で、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するために、市長と教育委員会を構成員とする「総合教育会議」を設置することが規定されました。また、法では市長に地域の実情に応じた総合的な教育に関する施策の大綱の策定を求めています。

島田市では、総合教育会議において市長と教育委員会が島田市の教育についての議論と協議により、教育の指針となる「島田市教育大綱」（以下「大綱」という。）を策定しました。

## 2 大綱の策定にあたっての考え方

島田市の教育行政は、「—しあわせ みらい創造プラン—島田市総合計画（後期基本計画）」（以下「総合計画」という。）の第 6 章の教育に関する政策目標に基づき、目指すべき目標や将来像の実現に向け、様々な施策に取り組んでいます。この第 6 章を核に、第 4 章の 2 に掲げている乳幼児やその親に対する施策を含め、市民総がかりで取り組む島田の教育を目指し、市民一人ひとりが目指すべき姿を基本に構成しています。

## 3 期間

大綱の対象期間は、総合計画を基本としていることから、最終年度をこれに合わせ、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とします。

## 第2章 大 約

### 1 基本理念（目指す教育の姿）

市民総がかりで育む 豊かな心と学び

### 2 施策の柱

総合計画を基に、次の7つを施策の柱とします。

- (1) 市民総がかりでの子供・子育て支援
- (2) 信頼される学校づくり
- (3) 自発的な生涯学習活動の活性化
- (4) 青少年の健全育成
- (5) スポーツの振興
- (6) 文化・芸術活動の振興
- (7) 歴史資源の保存と活用

#### (1) 市民総がかりでの子供・子育て支援

【めざす姿】

子供や子供を持つ親を地域ぐるみで支援します。

【重点的取組】

乳幼児期からの教育の充実と親学の推進

家族や地域、企業が一体となって子育てを応援し、安心して子供を産み、育てられる環境づくりを進めます。

#### (2) 信頼される学校づくり

【めざす姿】

豊かな心を育み、確かな学力を培います。

【重点的取組】

個に焦点をあてた教育、地域への愛着を育む

家庭や地域、小・中学校の連携を推進する中で、一人ひとりの力を伸ばすとともに、安全・安心な学校づくりを進めます。

### (3) 自発的な生涯学習活動の活性化

【めざす姿】

求めて学び、自らの心を豊かにします。

【重点的取組】

多様なニーズに応じた学習環境の向上

提供する学習内容の充実や、生涯学習関連施設の利便性の向上を図ることに加え、自主的な市民活動やイベントをはじめ、活動成果を市民に発信することを支援します。

### (4) 青少年の健全育成

【めざす姿】

他者とのかかわりを大切に、豊かな人間関係を育み、心身ともに健やかに自立します。

【重点的取組】

市民総がかりで青少年の健全育成を支援

家庭・学校・地域が一体となって、青少年が明るい未来を切り拓いていく力を養えるよう支援します。

### (5) スポーツの振興

【めざす姿】

気軽にスポーツを楽しみ、健康的な生活を送ります。

【重点的取組】

スポーツの普及・促進のための環境整備

大井川河川敷の活用をはじめ、各種スポーツ施設・広場・公園等の充実や、市民スポーツの普及・促進とレベルアップに努めます。

### (6) 文化・芸術活動の振興

【めざす姿】

文化・芸術に親しむ心を大切にします。

【重点的取組】

文化・芸術に触れる場の拡大、地域への理解と愛着を深める

地域の伝統や祭りの継承、質の高い文化・芸術に触れる場の拡大など、市民が取り組む文化・芸術活動を支援します。特に、当市で育まれてきた茶の文化については、市民の理解と愛着を一層深める取り組みを進め、広く全国・世界へと発信し、市の文化として広くアピールします。

## (7) 歴史資源の保存と活用

### 【めざす姿】

歴史資源に触れ、島田を誇りと愛着のもてる土地にします。

### 【重点的取組】

歴史資源の保存と市民の誇りとなる新たな文化の創出

地域に残る歴史資源について、適正な保存・展示・公開に加え、市民の誇りとなるよう一層洗練させて活用していきます。

### 3 大綱の体系図

#### 【施策の柱】

#### 【重点的取組】

